

福祉灯油等特別対策事業のお知らせ

対象世帯につき、福祉灯油購入費用 10,000 円

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。
対象条件をご確認いただき、該当する場合は3月8日(金)までに申請してください。

■対象となる世帯

(1)高齢者世帯

世帯主が満65歳以上で、町民税非課税の世帯（令和6年3月31日までに満65歳に到達する方を含む）

(2)ひとり親世帯

満18歳未満（学生の場合は満18歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯

(3)しょうがい者世帯

障害者手帳（身体、知的、精神）を所持している方、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯（どちらも町民税非課税の世帯に限る）

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。

■対象外となる世帯

- ・生活保護世帯
- ・介護保険施設^{※1}または高齢者施設^{※2}、しょうがい者施設、児童福祉施設に入所している世帯（ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除く）
- ・課税世帯と同じ住居に居住している世帯
- ・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準日とする）

※1 介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。

※2 高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

■申請方法

振込希望口座番号と印鑑を持参の上、必要事項を申請書に記入し手続きをしてください。なお、役場への来庁が難しい場合、電話などでご連絡いただければ申請書を自宅まで郵送します。

■申請先

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

■助成方法

申請書に記載された口座に振り込まれます。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 29 7071

地域おこし協力隊 募集中！



募集案内は
こちらから

【問合せ】政策推進課政策推進グループ ☎ 22 2751